(1回の訪問を実施)とり暮らし高齢者へ、

めました。 り事業を今年度から新たに始 介護保険の地域支援事業と 人暮らし老人等見守

等の健康状態の急激な悪化を通じて一人暮らしの高齢者この事業は、定期的な訪問 53 名、 予防することを目的とした安 に訪問を行っています 社協のヘルパー6名が定期的 否確認の事業で、 しで実施されています。 ビスの利用者数は4月で 5月では87名であり、 本人負担な この

てい

く、同じ週に他のサービスやビスを利用している場合が多すが、高齢者は、種々のサー基本的には週1回の訪問で 場合がありますので、 的に週1 民生委員による訪問と重なる るよう、調整を行っています 回の訪問を受けられ 利用者が実質 個々の

原止へ 6年で入浴・食堂部 6年へ 町が出資している第3セク 、ハタハタの里観光事業の経営状況については、 ・食堂部門

第3セクター

の経営状況

ます。 状況等についてご報告いたし株式会社の平成18年度の決算

月15日から2か月半全面休業落ちこんだこと、更には、1 れていますが、損益で内容について説明し、 きた白神体験センター したことから、当期の決算は、 044万円の損失を計上 夕館の工事等のため客足が 月21日の株主総会でそ 損益では、 承認さ とハタ

27,672人で前年に比較の2カ月間の入浴利用者は、 会部門を行っていますが、 して42%増、 ハタハタ館の営業について 売店部門を、 ます。 4月から温泉、 7、売上額において2人で前年に比較 5月から宴 レスト るよう努めていきます。 産農家が目標収量を達成でき ダの培養と計画配荷により生

は、

の改善策についいます。株主祭 ら、31 31 万 止むを得ないものとし なことから、 の委託料なしでは運営が困難 催しましたが、 の株主総会は、 たが、 また、 31万円の利益を計上して 株主総会では、 町に一

リニューアルしたハタハタ館大浴場

35%増となり、 いは う努めて 続きこの好調を維持できるよ 効果が現れて 有限会社峰浜培養について 増となり、リニューアル2200万円で前年対比 きます。 || これでは、引きにはますが、引きにコーアル

4 8 7 ます。 平 成 18 5月25日に社員総会を行 万円の損失となって 年度の 損益では

度にお 家との連携を強化し、 っています。このため、新年計画本数に対して82%に留ま JA秋田やまもと及び生産農 た種菌ホダの不良によるもの この要因としては、 出荷本数は138万本と いては、種菌供給業者 良質ホ 導入し

、人件費等の見直しかしたが、決算状況につ総会は、5月25日に開 施設の老朽化が著し、水についても協議しま 株式会社ポンポコ山 したとしても町から 運営の見直しは 経営 ては、 と考えています。 10月末日をもって廃止したい 0



運営の見直しが図られるふるさと交流センター について ついて 八峰町過疎地域自立促進 部を改正する条例制定に 税免除に関する条例の のための固定資産税の課 八峰町環境基本条例制定 提出した主な議案

八峰町立学校設置条例の について 一部を改正する条例制定

ハーブグッツ

ふるさと交流センター

ツなどの 山公園利用

ることを決定しました。

町で を

やポンポコ

例制定について 条例の一部を改正する条 八峰町長寿祝い金等支給

修事業に活用し、憩、高齢者や子供

高齢者や子供会などの

軽食喫茶、 軽食喫茶、

売店等の事業は継続するもの

入浴及び食堂部門に関し

周知期間を設けて本年

するもの 一般会計補正予算 6829万6千円を追加

高齢者医療システム導入 用地の土地取得費 定等調査委託、 新エネルギ -ビジョン策 庁舎建設 後期

主な歳出 委託、 保育所運営委託

とも、より一層の実をで流センターに関しては、 者のニーズに応じたサー経営の合理化を推進し、 の提供から、 れる施設となるよう努力して センターに関しては、今後ハタハタ館及びふるさと交 いります。 お客様に親しま 層の営業強化と -ビス 訪

新し 後期高齢者 い高齢者の医療制度 医療制 高がはじまります

けることになります。 「後期高齢者医療制度」 は新たに独立した医療制度となる けていましたが、 保組合などの医療保険制度に加入し ながら「老人保健制度」 ある人は65歳) これまでは、 以上の方は国保や健 75歳 (一定の障害が 平成20年4 で医療を受 で医療を受 月から

後期高齢者医療制度のポイント

- 年4月から始まります。 新しい高齢者の医療制度は平成20
- 町村が加入する「広域連合」 制度の運営は秋田県のすべて が行 0
- 保険料として納めていただきます。 うち1割を高齢者のみなさんから 後期高齢者の医療にかかる費

険者になる人 後期高齢者医療制度の被保

- 度の被保険者となります。 以上の人は全て後期高齢者医療制 広域連合内 (秋田県) に住む75歳
- 75歳の誕生日 65歳以上で一定以上の障害がある 人(概ね身体障害者手帳3級以上) から被保険者となり
- 被保険者には 41 高齢者医療

付します。 制度独自の保険証を一人に1枚交

険料について 後期高齢者医療にかかる保

だきます。 なさんから保険料として納めていた割を負担、残りの1割を高齢者のみ 支援(75歳未満の方の保険料)で4 市町村)で5割を負担、 口負担を除いた分を、公費(国、 後期高齢者の医療にかかる費用のう みなさんが医療機関で支払う窓 現役世代の 県、

保険料及び納付方法等について

- 得割額」 保険料は被保険者全員が人数割り 額に応じて保険料が軽減されま 険者の所得に応じて負担する で負担する「均等割額」 の合計となります。 と、 所得 被保 所
- ている場合は、 年額18万円以上の年金を受け取っ 料の均等割額が5割軽減されます。 なります。 った人も保険料を負担することにこれまで保険料を負担していなか 健康保険組合などの ただし、 年金から保険料 2年間は保険 被扶養者で、

に納めることになります。 満たない場合は、 納付書で市 町村

今までの老人保健制度との

Qお医者さんにかかる時の窓口負担 は?

A老人保健で医療を受けるときと同 じです。 担 役並みの所得者の場合は3割負 一般の人は1割負担、 現

Q保険料の負担は?

A老人医療制度にはなかった保険料 険料を負担します 健康保険組合などの被扶養者も保 自分で保険料を払って を納めることになります。 いなかった 今まで

Q現在加入している医療制度はその ままですか?

A75歳以上の人は全て、 となります いる国保や健康保険組合等から離 この新しい制度の被保険者 今 加入

Q受けられる給付は変わ A老人保健制度で受けて 同様の給付が受けられます。 り いたときの ませ んか?

後期高齢者制度については、

後

次第、お知らせいたします。されてから試算されますので決まりては秋田県全市町村のデータが集計 一人当たりの保険料見込額につい随時おしらせする予定です。

・皆川真実 皆川鉄治

八峰町障害福祉法指定店 各眼科処方箋取扱店 補聴器・メガネ・時計・宝石・はんこ・ゴム印

吉田時計メガネ店

医療機器販売管理者 吉田

電話:77-2034 八峰町八森字中浜15-2 ご自宅までお伺いします。お気軽にどうぞ

八峰町峰浜沢目駅前 TEL.76-2052・FAX.76-2199

営業時間 7:00~20:00/休業日 日曜日・祝祭日

6月議会定例会に